

コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約及び施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、コーヒー飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「コーヒー飲料等」とは、コーヒー豆を原料とした飲料及びこれに糖類、乳製品、乳化された食用油脂その他の可食物を加え容器に密封した飲料であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ただし、粉末飲料、飲用乳の表示に関する公正競争規約の適用を受けるもの、豆乳類の表示に関する公正競争規約の適用を受けるもの及び酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類を除く。</p> <p>(1) この規約で「コーヒー」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で5グラム以上のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(2) この規約で「コーヒー飲料」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で2.5グラム以上5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(3) この規約で「コーヒー入り清涼飲料」とは、内容量100グラム中にコーヒー生豆換算で1グラム以上2.5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項に規定するコーヒー生豆換算は、次に掲げる基準により算出する。</p> <p>(1) 焙煎豆を使用するときは1.3倍</p> <p>(2) インスタントコーヒーを使用するときは3.0倍</p> <p>(3) コーヒー抽出液を使用するときはその製造者による証明</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) この規約で「コーヒー入り炭酸飲料」とは、内容量 100 グラム中にコーヒー生豆換算で 1 グラム以上のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものに二酸化炭素を圧入したものをいう。</p> <p>(5) この規約で「カフェインレスコーヒー」とは、カフェインを 90 パーセント以上除去したコーヒーをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、コーヒー飲料等を製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はコーヒー飲料等の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に所属するものをいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒー飲料等の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 5 項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、コーヒー飲料等の容器包装に、次に掲げる事項を、それぞれコーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、次の第1号から第12号までの順に、見やすい場所に一括して、邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p>	<p>（必要な表示事項の基準）</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示する。ただし、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「表示基準」という。）により表示の方法については、当該基準により表示する。</p> <p>(1) 名称</p> <p>「名称」の文字の次に、規約第2条第1項に定めるコーヒー飲料等の名称を次により表示する。</p> <p>ただし、「名称」とあるのは、これに代えて、「種別名称」、「品名」、「品目」又は「種別」と表示することができる。</p> <p>① コーヒーにあつては「コーヒー」</p> <p>② コーヒー飲料にあつては「コーヒー飲料」</p> <p>③ コーヒー入り清涼飲料にあつては「コーヒー入り清涼飲料」</p> <p>④ コーヒー入り炭酸飲料にあつては「コーヒー入り炭酸飲料」</p> <p>⑤ ①から④までにおいて、コーヒー分としてカフェインレスコーヒーのみを使用したものにあつては、それぞれの名称の後に括弧を付して「カフェインレス」と表示する。</p> <p>⑥ 希釈して飲用に供するものにあつては、当該商品に表示する希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態に応じ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 添加物</p> <p>(4) 原料原産地名</p>	<p>て、①から⑤までに規定する名称を表示し、名称の次に「(希釈用)」又は「(き釈用)」と表示する。ただし、商品名を表す文字と同一視野に「希釈用」又は「き釈用」と表示がされている場合は省略することができる。</p> <p>⑦ ①から⑤までに規定する事項は、他の必要な表示事項と一括して表示するほか、商品名を表す文字と同一視野に表示する。</p> <p>(2) 原材料名 「原材料名」の文字の次に、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称を用いて表示する。 ただし、コーヒーにあっては、「コーヒー」と、カフェインレスコーヒーにあっては「カフェインレスコーヒー」と、その形状にかかわらず表示する。</p> <p>(3) 添加物 「添加物」の文字の次に、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、表示基準第3条第1項及び第8条の規定により表示する。 なお、表示基準の別記様式1の備考の規定に基づき、事項欄を設けずに原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p> <p>(4) 原料原産地名 輸入品以外のコーヒー飲料等にあっては、次のように表示するほか、表示基準第3条第2項及び第8条の規定により表示する。 ① 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料をいう。以下同じ。）の原産地名の次に括弧を付して原材料名と対応させて表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限</p>	<p>ただし、事項欄を設けない場合には、対象原材料の原材料名の次に括弧を付して表示することができる。</p> <p>なお、添加物及び水は対象原材料には含まない。</p> <p>② 「コーヒー」が対象原材料となる場合は、焙煎豆、インスタントコーヒー又はコーヒー抽出液の製造地を表示する。ただし、コーヒーの製造地に代えて「コーヒー豆」等の名称と共にコーヒー豆等の原産地を表示することができる。</p> <p>(5) 内容量</p> <p>内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットルの単位を明記して表示する。</p> <p>(6) 賞味期限</p> <p>① 「賞味期限」の文字の次に、その年月日を年月日の順で表示する。ただし、イ、ウ又はエの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合、年、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示する。</p> <p>表示例</p> <p>ア 令和10年10月10日</p> <p>イ 10. 10. 10</p> <p>ウ 2028. 10. 10</p> <p>エ 28. 10. 10</p> <p>② ①の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあつては、年月を年月の順で表示することをもってその年月日の表示に代えることができる。ただし、イ、ウ又はエの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合、年又は月が</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(7) 保存の方法</p> <p>(8) 使用方法</p> <p>(9) 原産国名</p> <p>(10) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>1桁の場合は、2桁目は「0」と表示する。</p> <p>表示例</p> <p>ア 令和10年10月</p> <p>イ 10. 10</p> <p>ウ 2028. 10</p> <p>エ 28. 10</p> <p>③ 賞味期限を他の必要表示事項と一括して表示することが困難な場合には、必要表示事項を一括して表示する箇所とその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>(7) 保存の方法</p> <p>「保存方法」の文字の次に、製品及び容器包装の特性に従って、「保存温度〇〇℃以下」、「直射日光を避けて常温で保存すること」等と表示する。ただし、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法を省略することができる。</p> <p>(8) 使用方法</p> <p>希釈して飲用に供するものは、次により表示する。</p> <p>① 「使用方法」の文字の次に、「〇倍希釈」、「〇倍にうすめてお飲みください。」等と表示すること。ただし、一般消費者が希釈して使用する場合以外のものにあつては省略することができる。</p> <p>② ①の表示のほか、商品名を表す文字と同一視野に「希釈用」等と表示する。</p> <p>(9) 原産国名</p> <p>輸入品にあつては、「原産国名」の文字の次に、原産国名を表示する。</p> <p>(10) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>食品関連事業者のうち、表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を次により表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(11) 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称</p>	<p>① 製造者にあつては、「製造者」の文字の次に、製造者の氏名（法人にあつては、その名称）及び製造所所在地を表示する。</p> <p>② 販売者にあつては、「販売者」の文字の次に販売者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所を表示する。</p> <p>③ 輸入品にあつては、「輸入者」の文字の次に輸入者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所を表示する。</p> <p>(11) 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称</p> <p>表示基準第3条第1項及び第8条の規定により次のように表示する。</p> <p>① 製造所の所在地（輸入品にあつては輸入者の営業所の所在地）及び製造者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>② ①の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合は次のいずれかのように表示する。ただし、食品関連事業者の近接した箇所に当該記号の表示場所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(12) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>2 事業者は、コーヒー飲料等について、その使用上特に注意しなければならない事項がある場合には、その旨を表示しなければならない。</p>	<p>ア 製造者の住所及び氏名又は名称の次に、製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有記号を表示する。</p> <p>イ 販売者の住所、氏名又は名称の次に、製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有記号を表示する。</p> <p>ウ 同一製品を自社工場と他社工場（製造委託）で製造する場合には、食品関連事業者の氏名又は名称の「製造者」又は「販売者」の事項名を省略することができる。</p> <p>④ 製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代える場合は次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p> <p>(12) 栄養成分の量及び熱量 たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量及び熱量について、表示基準第3条第1項、第7条及び第8条の規定により表示する。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する使用上の注意の表示の類型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 開かん後はすぐお飲み下さい。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>(2) 飲み残しは、ガラス又は陶器製の容器に移しかえてふたをし、冷蔵庫に保存し、早めにお飲み下さい。</p> <p>(3) 召し上るときは、よくふってからお飲み下さい。</p> <p>(4) コーヒー入り炭酸飲料にあっては「あける前に振らないで下さい。」等と表示する。</p> <p>(5) あたためるときは、容器のまま直火又は電子レンジにかけないで下さい。</p> <p>3 前二項に規定する事項は、次により表示するものとする。</p> <p>(1) 表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(2) 第1項各号に規定する事項の表示に用いる文字の大きさは、日本産業規格 Z8305 (1962) (以下「JIS8305」という。)に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあっては、JIS8305 に規定する 5.5 ポイント以上の活字とすることができる。</p> <p>(3) 商品名を表す文字と同一視野に表示する名称及び「希釈用」等に用いる文字の大きさは、JIS8305 に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの活字で表示すること。ただし、コーヒー飲料又はコーヒー入り清涼飲料について、商品名に「コーヒー」、「○○コーヒー」(○○は商標など)等と表示(カフェ、coffee の文言を含む。)する場合には、JIS8305 に規定する 16 ポイントの活字以上の大きさの肉太の文字で表示すること。</p> <p>(4) 第2項各号に規定する事項の表示に用いる文字の大きさは、JIS8305 に規定する 5.5 ポイント以上の統一のとれた活字とすること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 印刷瓶入りであって表示すべき事項を蓋又は王冠（その表示可能面積が 30 平方センチメートル以下のものに限る。）に表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示することができる。</p> <p>4 容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>5 アレルゲンを含む食品を原材料又は添加物に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第 4 条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合</p>	<p>4 規約第 3 条第 3 項に規定する印刷瓶入りで蓋又は王冠に表示を行うものにあつては、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」及び「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示は JIS8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。</p> <p>また、「原材料名」、「内容量」、「製造者」又は「販売者」、「原産国名」の文字及び「賞味期限」、「保存方法」、「栄養成分の量及び熱量」、「原料原産地名」、商品名を表す文字と同一視野に表示する「名称」並びに「希釈用」の表示を省略することができる。</p> <p>5 規約第 3 条第 4 項に規定する容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定に基づき定められた鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成 3 年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第 1 号）、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成 5 年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第 1 号）及び特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 2 号）により表示するものとする。</p> <p>6 規約第 3 条第 5 項に規定するアレルゲンを含む食品を原材料又は添加物に使用している旨の表示は、表示基準第 3 条第 2 項の規定により表示するものとする。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第 3 条 規約第 4 条各号に規定する特定事項の表示は、次の基準により表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 特定の種類のコーヒーを使用している旨の表示</p> <p>(2) 国内で製造した旨の表示</p> <p>(3) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する表示</p> <p>(4) 有機又はオーガニックの表示</p>	<p>(1) 特定の種類のコーヒーを使用している旨の表示は、規約第2条第1項第1号に規定する「コーヒー」にのみ表示できるものとし、次に定めるところによる。</p> <p>① 特定の種類のコーヒー豆のみを使用している旨を表示する場合（「〇〇」、「〇〇コーヒー」等（〇〇にはコーヒー豆の種類））は、当該種類のコーヒー豆を100パーセント使用するものとする。</p> <p>② 2種類以上のコーヒー豆を混合したものであって、そのうち特定の種類のコーヒー豆を使用している旨を表示する場合（「〇〇ブレンドコーヒー」、「〇〇ブレンド」又は「〇〇入りコーヒー」等（〇〇にはコーヒー豆の種類））は、当該種類のコーヒー豆を51パーセント以上使用するものとする。ただし、特定の種類のコーヒー豆を示しているのではなく、「〇〇ブレンドコーヒー（〇〇には社名又は商標等）」等の社名又は商標等を冠したものにあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 国内で製造した旨の表示は、次に定めるところによる。</p> <p>① 国内で製造されたコーヒー飲料等であって次のいずれかに該当する表示がなされているものについては、「国産」、「日本製」又は「日本産」等と明瞭に表示する。</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章、その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>② ①の規定にかかわらず、規約第3条第1項第10号に基づく表示が国内の「製造者」により表示されている場合、又は同</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 「ブラック」の用語</p> <p>(2) 「ミルク入り」、「カフェ・オレ」、「カフェ・ラッテ」又はこれらに類する用語</p> <p>(3) 「スーパー」、「スペシャル」、「プレミアム」又はこれらに類する用語</p>	<p>第11号に基づいて国内の製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称が表示されている場合には、「国産」、「日本製」又は「日本産」の表示を省略することができる（事業者の氏名又は名称が、〇〇カンパニー、〇〇CO.LTD 等外国の事業者の氏名又は名称等と紛らわしい場合を除く。）。</p> <p>(3) 特定の栄養成分及び熱量の含有の有無又は量の多寡について強調する旨の表示は、表示基準第7条の規定により表示する。</p> <p>ただし、糖類の含有量を低減した旨の相対表示を、表示基準第7条の「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の項3の一に規定する比較対象食品として「コーヒー飲料等通常品」を用いて表示する場合には、別紙様式1により、全国コーヒー飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に事前に届け出るものとする。</p> <p>(4) 有機又はオーガニックの表示は表示基準によるほか、名称及び原材料の表示は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第5条の規定により表示する。</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第4条 規約第5条各号に規定する特定用語の表示は、次の基準により表示する。</p> <p>(1) 「ブラック」の用語は、乳製品又は乳化された食用油脂を使用しない場合に限り表示できる。また、糖類を使用したものにあつては、「ブラック」の文字と同一視野に「加糖」と表示する。ただし、前条第3号に基づく糖類の含有量を低減した旨（低糖、微糖等）の表示をした場合には、「加糖」の表示は省略することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項各号の定義に合致しない飲料について、それぞれの定義に合致した飲料であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(2) 「ミルク入り」、「カフェ・オレ」、「カフェ・ラッテ」又はこれらに類するミルク入りを示す用語は、乳脂肪3パーセント以上及び無脂乳固形分8パーセント以上の成分を有する乳の製品がコーヒー飲料等の内容重量に対し5パーセント以上使用されている場合に限り表示することができる。</p> <p>(3) 「スーパー」、「スペシャル」、「プレミアム」又はこれらに類する用語は、①に掲げるものであって、②に定める基準に従い表示するものとする。</p> <p>① スーパー（スペリオール）、スペシャル、プレミアム、エクセレント（エクセレンス）、ゴールド（ゴールドデン）、ハイ、ロイヤル、リッチ、エキストラ、デラックス、セレクト</p> <p>② 規約第2条第1項第1号に規定する「コーヒー」であって、かつ、次の条件のいずれかを満たし、別紙様式2により、公正取引協議会に事前に届け出たものであること。</p> <p>ア レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の別表2に定めるコーヒー豆の銘柄を51パーセント以上使用したもの</p> <p>イ コーヒー豆の使用量を自社従来品と比較して2割以上増量する、又は製法の改良を伴うもの</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 規約第6条各号の規定による不当表示の類型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 「コーヒーミルク」、「ミルクをたっぷり」等の表示</p> <p>(2) 使用したコーヒー豆の量を誤認させるような絵及び写真等の表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(2) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) コーヒー飲料等が病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで、特選、高級等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 他の事業者のコーヒー飲料等を中傷し、又は誹謗するような表示</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、コーヒー飲料等の取引に関し、当該内容又は自己と競争関係にある他の事業者の製造に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全国コーヒー飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p>	<p>(3) 健康、美容、栄養、滋養等の文字を使用して医薬品的な効能を示す表示</p> <p>(4) ベスト、極上、最高級等の表示</p> <p>(5) 濃厚等の表示</p> <p>(6) ストロングの表示</p> <p>(7) 本格コーヒー、本格派の味、本場等の表示</p> <p>(8) 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示</p> <p>(9) 純、純粹、純良、ピュア一等の表示</p> <p>(台帳等の整備)</p> <p>第6条 事業者は、製造ロットごとにコーヒーの使用量及び製品の製造数量を明確にした台帳等を製造工場に備え付けねばならない。また、コーヒー以外の原材料についても同様にその使用量を明確にした台帳等を備え付けるものとする。これらの台帳等の保存期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 製造日から3年間とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、製造日から賞味期限までの期間が3月以下のものにあつては、製造日から1年間とする。</p> <p>(規約の遵守状況の調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、規約第8条第3号の規定に基づく規約の遵守状況の調査について、次に掲げる方法により実施するものとする。</p> <p>(1) カフェイン含有量の分析検査</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報の提供に関すること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほかこの規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に関する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p>	<p>コーヒー飲料等の市販品について、規約第2条第1項各号に定める定義に合致しているかを確認するための分析検査は、別紙「カフェイン定量法」により定期的を実施するものとする。</p> <p>(2) 表示の実態調査</p> <p>コーヒー飲料等の市販品について、規約第2条から第6条までに定める基準に合致しているかを確認するため、表示の実態調査を随時実施するものとする。</p> <p>(3) 製造工場への立入検査</p> <p>前各号による調査の結果、コーヒー飲料等のコーヒー豆の使用量に疑義が生じたときは、当該製造工場の立入り、前条で定める台帳等について調査することができるものとする。</p> <p>附 則（昭和 53 年 3 月 3 1 日公取指第 199 号承認）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この規則は、公正取引委員会の承認を受け、規約が施行される日〔昭和 53 年 6 月 22 日〕から施行する。</p> <p>附 則（昭和 59 年 3 月 1 日公取指第 148 号承認）</p> <p>この規則の変更は、承認のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年 7 月 21 日公取指第 71 号承認）</p> <p>この規則の変更は、承認のあった日から施行する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を、文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、その事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p>	<p>附 則（平成7年9月26日公取指第87号承認）</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、平成9年3月31日までに製造され、又は輸入されるコーヒー飲料等に係る表示については、変更後の第2条「賞味期限（品質保持期限）」及び「保存方法」、第2項並びに第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（平成8年8月1日公取消第10号承認）</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会の承認を受け、規約の変更が施行される日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年10月29日公取消第213号承認）</p> <p>この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年8月25日公取消第209号承認）</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、変更後の第2条第1項第6号及び第2条第3項第4号の規定に係る表示については、平成23年2月28日までは、なお従前の例によることができる。</p>
<p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合は、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文</p>	<p>附 則（平成24年10月4日公取第50号及び消表対第435号承認）</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 (昭和52年12月22日公取指第947号認定、同年12月24日公正取引委員会告示第50号)</p> <p>この規約は、公正取引委員会の認定の日から起算して6か月を経過した日から施行する。ただし、第8条、第9条(第3号及び第4号を除く。)及び第12条の規定は、認定の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年9月26日公取指第86号認定、同年10月13日公正取引委員会告示第22号)</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、平成9年3月31日までに製造され、又は輸入されるコーヒー飲料等に係る表示について</p>	<p>附 則 (平成25年6月28日公取第52号及び消表対第291号承認)</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年7月17日公取第283号及び消表対第377号承認)</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 原料原産地以外の事項のうち、施行日から令和2年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるコーヒー飲料等に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 規則第2条第1項第1号⑤及び原料原産地に関する事項のうち、施行日から令和4年3月31日までに製造され、又は加工されるコーヒー飲料等に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 原料原産地に関する事項については、計画的に施行規則の変更後の規定に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</p> <p>附 則 (令和3年11月18日公取第481号及び消表対第1889号承認)</p> <p>この施行規則(「別紙 カフェイン定量法」)の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認の日から施行する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>○（平成 8 年 8 月 1 日公取消第 9 号認定、同年 8 月 2 日公正取引委員会告示第 22 号） （施行期日） この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示のあった日（平成 8 年 8 月 2 日から施行する。） （経過措置） この規約の変更の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則（平成 19 年 10 月 29 日公取消第 199 号認定、同年 11 月 1 日公正取引委員会告示第 33 号） 1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。 2 この規約の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 21 年 8 月 25 日公取消第 175 号認定、同年 8 月 31 日公正取引委員会告示第 16 号） この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）第 1 条の改正規定、第 10 条第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに第 11 条第 2 項の改正規定 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の施行日 （2）第 3 条第 1 項の改正規定 平成 23 年 3 月 1 日</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>附 則（平成 28 年 8 月 30 日公取取第 663 号及び消表対第 1240 号認定、同年 9 月 23 日公正取引委員会及び消費者庁告示第 4 号）</p> <p>この規約の変更は、規約の変更について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（令和 6 年 9 月 9 日公取第 68 号及び消表対第 802 号認定、同年 9 月 30 日公正取引委員会及び消費者庁告示第 4 号）</p> <p>この規約の変更は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。</p>	